

三春町給水管減圧弁設置事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三春町上水道の高水圧地区における水圧の改善を図るため、給水装置に減圧弁を設置する者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者をいう。
- (2) 三春町指定給水装置工事事業者 三春町が水道法（昭和32年法律第77号）第16条の2第1項により指定した者
- (3) 給水装置 需要者に水を供給するために町が布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (4) 減圧弁 飲料水及び生活の用に供するために設置する給水減圧装置をいう。
- (5) 高水圧地区 配水管圧力が概ね0.6MPaを超える地区をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の対象者は、高水圧地区で三春町上水道の給水装置で給水を受ける水道加入者で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 家屋（個人で使用する戸建ての建物に限る。）の給水装置に減圧弁を設置しようとする者
- (2) 町税及び上下水道使用料の滞納がないこと。

(助成金対象経費)

第4条 高水圧地区において、給水装置に設置する減圧弁の設置費用とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条に規定する費用の3分の1以内とし、5万円を限度とする。

ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときには、その端数を切捨てるもの

とする。

(工事の施行)

第6条 減圧弁の設置工事については、三春町指定給水装置工事事業者が施工するものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、あらかじめ給水管減圧弁設置事業助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。この場合において、交付申請者は、助成金の申請に関する手続きを三春町指定給水装置工事事業者に委任することができる。

- (1) 委任状（三春町指定給水装置工事事業者に交付申請及び実績報告を委任する場合）
- (2) 給水装置平面図
- (3) 機器の仕様書
- (4) 工事等見積書の写し

(助成金の交付決定)

第8条 管理者は、前条の規定により申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、助成金交付の可否を決定するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により、助成金の交付の可否を決定したときは、給水管減圧弁設置事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請書を提出した者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 前条の規定により助成金交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の助成金交付決定通知を受けた後、助成金申請内容を変更する場合又は助成事業を中止し若しくは廃止しようとするときは、給水管減圧弁設置事業助成金変更承認申請書（様式第3号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 交付決定者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困

難となったときは、管理者に報告してその指示を受けなければならない。

- 3 管理者は、第1項の規定により、助成事業の内容変更を承認したときは、給水管減圧弁設置事業助成金変更承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、助成事業完了後速やかに給水管減圧弁設置事業実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- （1） 実施事業の工事状況の写真（着手前、施工中、完了後）
- （2） 工事請負契約書又は工事代金領収書の写し
- （3） その他管理者が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第11条 管理者は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、助成事業の成果が助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、給水管減圧弁設置事業助成金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第12条 交付決定者は、助成金の額の確定の通知を受けたときは、給水管減圧弁設置事業助成金交付請求書（様式第7号）を管理者に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

（助成金の再交付申請）

第13条 この要綱における助成金を受けた者で、当該助成金を受けた年度の翌年度から起算して5年を経過後に1回限り、第6条の規定による助成金の交付申請をすることができる。

（助成金の取消し）

第14条 管理者は、交付決定者が次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができ、既に支払った助成金の全部又は一部について期限を

定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金を受けたとき。
- (2) この助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) この助成金の交付の条件に違反したとき。

(維持管理)

第15条 減圧弁の維持管理及び修繕については、交付決定者の負担で行わなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。